

---

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第69号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第69号は、松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩します。

（午前11時30分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 議案第69号の質疑にこれから入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） メニューを増やすということは、温泉を引きたいという人に対して選択肢が増えるということでメリットがあると思うわけですが、すでに入っている方の利益にもなるというふうなお話、そのところはいろいろ聞いてはいるんですけど、もう一度そこを整理して「こういうメリットがありますよ」ということを聞かせていただきたい。

それともう一つ、10年の方が突然休止した場合に、もう一度入りたいというときに、10年以内で復帰できるのか、それとも延長して復帰できるのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○生活環境課長（高橋良延君） 2点、今、質問がありました。まず、1点目の既加入者の利益になるということで、私は先ほど説明で申し上げました。これにつきましては、現在356戸既加入者がおります。

それで、昨年の利益、決算利益が280万円ほどという決算が出ております。356戸の使用料収入の中では、もう利益がほとんどトントンであるというようなことになります。そうしますと、この先何も増えないままでいきますと、費用が一方で増えると赤字に転落する恐れというのは十分見込まれるわけでございまして、そのときにやはりその356戸の方々の収入、その料金、そこはまた非常に考えるところになってくるわけでございまして、その356戸を増やしますと、使用料、使用収益というのは増えてまいりますので、いわゆる3条収入の使用収益が増えてくるということは、利益がある程度増えてくるということになりますので、その利益が、いわゆるこれからの積み立てとか、そういった料金への対応とかも含めまして、そういった内部留保で大きくなっていく可能性もありますので、やはりそこは、既加入者にとっては、増えることは一方で自分たちの利益というような考えでございます。

それから、期間限定の10年間の人が休止した場合というのがありますね。休止した場合は、同じように、今の方と同じように休止料金を払っていただくということでございますけれども、あくまでも10年ということでございますので、休止しても、最初の加入からの10年ということは変わりませんので、そこはご承知おきいただきたいと思えます

- 3番（佐藤作行君） 2点ほどお尋ねします。1点は、温泉法によりまして、地域独占が温泉の場合は許されているわけなんですけど、この地区、松崎町においては、松崎三浦温泉という民間の会社がありまして、そこがちょうど今回提案されたのと同じような条件で、10年間でやっぱりやっています、その料金とか、加入金とか、そこらのことを考えていると思うんですが、そこらの実態の、向こうはいくら、こっちはいくらというようなことをちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、もう1点、この新しい制度によって、だいたい見込みとしてどのくらいの新規の加入者を見込んでいるのか、そこらをちょっとお伺いしたいと思えます。

- 生活環境課長（高橋良延君） 2点ほど質問があったと思えます。まず、1点目でございます。三浦温泉のお話がありました。近隣では、三浦は三浦温泉、三浦地区の中で配湯しているということでございますけれども、私どもが調べたところ、三浦温泉につきましては、10年更新で行っております。供給量によって加入金が設定されているということで、具体的にいきますと、加入金はリットルあたり7万円ということで、伺っております。

うちの方は5リットル以上供給、5リットルが供給ですので、この町営温泉に直しますと、35万円、リットル7万円ですので、三浦温泉については、5リットルで35万円というこ

とでございます。

使用料金につきましては、自家用で1万5120円ということで、かかっています。あと営業用については、ちょっと詳しいところまでは調べてありませんので、申し訳ございません。営業用の使用料金については、3万円前後だという形では情報を得てはいますが、詳しい数字については申し訳ありません、また調べさせていただきたいと思います。

それから、加入の目標ですね。この改正案によりまして、新規加入をどのくらい見込んでいるかということでございますけれども、一応前回全協で説明いたしましたけれども、この配湯地域全体で1700世帯くらいあるんですね、松崎から道部まで。そのうちの世帯の2割程度しかまだ入っていないという状況の中で、今回、こういった10年間の限定を設けますけれども。一応私どもの方では少なくとも50口以上の目標という形では・・・、がんばって加入を促進したいなと思っています。仮に50口増加いたしますと、年間615万円ほど・・・、これは自家用だけですけれどもね。自家用の計算でいきます。50口の増加で年間615万円使用収益増が見込まれます。これにかかる費用というのは、ほとんど新規加入者が入っても費用か何かかかるかというところにはありません。ということは、ほとんどこの使用収益が利益に反映されてくるものと考えておりますので、少なくとも私どもの方は50口以上は・・・。これは当然営業といいますか、私どもの方も配湯世帯にチラシとか、そういった案内文書とかを配布しまして、加入を促していきたいなと思っています。以上です。

○9番（一瀬寿一君） これは温泉ですね。今まで非常に温泉事業は黒字で、そして町民の皆さんで引いている方ですよ。引いている方はとてもありがたく、本当に温泉の効果が出ているわけです。大変温泉はいいと思っております。

それで、私も何回かそういったときには、加入者を増強して大いにこれは量産してもらえないかということは言っていたわけですが、しかしながら、これはいきなり唐突に議案を提出してきて、全協でも、あのとき私一人しか意見を申し上げないで、そこで打ち切られたわけですよ。それで本議会でとって、いきなり本議会でああでもない、こうでもないじゃなくて、私は、加入者があってはじめて、この温泉の事業が成功していると思うんですよ。356件の加入者があって、はじめて今の状況が生まれているわけです。そういった方々の恩恵もあるわけですよ。

そこで、やはりこれは当局の方も特別会計とどういうものの、やはり皆さんに、入っている方に説明会くらいは申し上げないといけないと思うわけですよ。ただ、「利益が出ていま

す」「こういう状況ですよ」と、「加入を新しくしますよ」これじゃあ、私はとんでもないことじゃないかということで、まだまだ十二分な議論が必要だと思うんですよ。

議論をして、皆さんに説明をして、また説明会をやっても来なければ、それは仕方がない。しかし、その前にアンケートを出すとか、やはりいま言ったように、加入者がどれくらいあるのか、そういったこともある程度の把握をしたなかで進めていくならまだいいけれども、その辺もやるか、やらないか、そして、これはここでいきなり議決しちゃうと・・・、ましてや、当初200万円が入った人、営業が330万円ということの方々、いろんな意見の方のご意見も聞きながら、私はやった方がいいと思います。その辺はどう思いますか。これは町長にも副町長にも課長にも聞きたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） これは本当に企業委員会とか、監査委員からもいろいろ意見等があるわけですが、ずっと供給口数が750口あって300口も余裕があるということで、新規の契約も平成17年度に新規営業が3口で、一般から営業変更2口、新規一般1口を最後に、現在まで新規契約がなくて、引湯の相談も生活環境課にほとんどない状況であると。それで、温泉会計もぜひこの赤字のうちに何かしなさいということをやっと言われてきて、何年もずっと委員会の中で話し合ってきました、それで、こうやって煮詰めてきたわけですが、今が本当にいいタイミングではないかと思っていて、今回の改正の狙いは、課長が言いましたけれども大きく2つに分けてあって、一つは温泉事業を将来にわたって健全運営していくこと、二つ目は、温泉は松崎町の貴重な地域資源であり、この温泉資源をまちづくりに結び付けられるよう、観光・健康・定住・産業という観点から、誰もが気楽に温泉をできるよう、システムを作り上げるということで、スタートしたわけでございます。

それで、松崎町としても、本当に投資の必要がないわけで、入っている人の権利を侵すわけでもない、またメニューを増やすわけですので、そんなに・・・、何といたしますか、今が一番いいタイミングだと思って出したわけでございます。

○副町長（佐藤 光君） ただ今のご質問でございますが、やはりその給湯者の皆様へのご説明を今後も十分していく必要はあると思います。ただし、先ほど課長の説明にありましたように、既得権者の皆様にも今回温泉会計が健全化するということで、メリットが大きく付与されるものと理解していますので、今後既得権者の皆様にもご説明をさせていただきながら、やはり温泉会計の健全化を第一に図るということを我われ町として進めていきたいと考えています。

○9番（一瀬寿一君） 先ほど町長は赤字なんて言ったけど、赤字じゃない。黒字じゃないですか。

（町長「赤字と言いましたか」と呼ぶ）

○9番（一瀬寿一君） 赤字って町長はさっき言った。

この温泉会計は、今まで健全経営で非常にいいよと、しかし、今後のことを考えれば、いま言ったように幅広く加入者を増やして・・・そんなことは私も百も承知していますよ。ですから、その加入者を多くするというはやはり運営上も非常によくなっていく、それもわかる。全てみんなわかる中で、やはり今までの356件の方々の皆さんが加入して、そして加入金を、みんな高いお金を払っているわけです、あの当時。それで、今ここへきて「こういうことで新しくやりますよ」と言っても・・・、説明会くらいは必要じゃないか、そしてアンケートも必要じゃないか。

そこを私は一番言っているわけですよ。これは、私ははっきりですよ、3軒も4軒もそれを聞いて回りましたよ。「なんでそんなことを」「なんで」と、これは、私は、そのときには、加入者を増やして、温泉の口数もいま余っているから、こういうわけで広げるんですよと、これは別段問題ないでしょうと、ただ、いま言ったように、「我われにそんな説明もなく、いきなり議会で決めて、それでいいのか」と、私もはっきり言われました。

ですから、いま言っている説明会なりアンケートなり、こういうことをやらなければ、これは企業会計ですから、そこを、今までの恩恵をやはり感謝しなければいけないと私は思うんですよ。だから、その辺をもう一度、先ほど町長は赤字だなんて言ったけれど、黒字じゃないですか。

○町長（齋藤文彦君） すみません。私は黒字と言ったつもりですけど、赤字と言って申し訳ないです。

一瀬議員の言うこともよくわかるわけですがけれども、だけど、いろいろ説明をしても、最後に決断しなければいかん時があるわけで、だけどなんといいですか、いろいろ話を・・・、私も町の皆さんの中の話のいろいろ聞いていますけれども、温泉会計として何か黒字のうちにやったらいいだろうというような話もたくさん聞いていますので、今がいいのではないかなと思っていますところでございます。

○9番（一瀬寿一君） 先ほどから言っていますけれども、本当に議論のないまま上がってくる。議員の我われも「お前さんたちは何をやっているんだ」と、やっぱりこれは、言われる

原因になるわけですよ。ですから説明会くらいは・・・、いま言ったようにアンケートもやるかやらないか、それを聞いているんだけど、一向にここで・・・、私はどっちかという、これは継続審議か、どっちかという継続審議にするか、取り下げて、もう一度アンケートを取って、こういうことでやりますよといかない限りは、これは、私は賛成できないですよ。

こんな大事なことを・・・、これは相当のお金の問題ですからね。それで、まだ全然案ができていたって、皆さんにある程度のことは聞いていないでしょう。ただ企業委員会でやったというだけで。私は、それじゃあちょっと手順も何も全てこれはおかしい。

会社なんかでもやはり全てそういうことは、「こういう順でいきたいけれども、どうだい、これで」ということで、皆さんに賛同してもらうことなんですよ。

やっぱりこういうことをやると、今後・・・、いま言ったように影響すると、入る人と入らない人とおかしくなる。そういう危険性をもっている。その辺をもう一度、課長でも町長でも、どっちでも・・・。

○生活環境課長（高橋良延君） 私も先ほど申し上げましたが、既加入者、すでに加入者の権利は一切侵害はいたしません、今回。

権利を侵害するということでありましたら、例えば、温泉の供給量がこの改正案によって減る見込みがあって、今の家庭の方に配湯の影響があるとか、温泉の温度が下がって、温泉がぬるくなるとか、入れなくなるとか、そういった影響がある場合については、これは権利の侵害にあたるのかなということでは思っておりますけれども。片や永久権利で、何代も持てる権利でございます。それが、いま200万円、330万円という権利の形態でございます。

今回は10年間という権利の期間、それしかないというなかで、そこは全く違うものであるということでもありますので、先ほど私が言いましたように、権利を侵害するということであれば、今いる方たちに影響を与える、迷惑を与えるということが権利の侵害にあたるということだと思っております。

ですから、ここで議会のご承諾が得られれば、各配湯地域の家庭にこういった温泉の今回の改正はこういうことですよということで、そういった趣旨とか目的も説明しながら、そういったチラシを配って、ぜひ温泉を利用してくださいということで加入をPRしてまいりたいと思います。

○9番（一瀬寿一君） 私もその権利がどうのこうのなんて、それはいいですよ、当初入った

んだから。それをどうというわけではないけれども、これから入る方に説明会くらい、アンケートを取るくらい、いろんな手法をして・・・、順番が違う。先に決めちゃってから皆さんにやる。そうじゃなくて、やはり皆さんに、今まで恩恵を被っている方、そして、新たに入ろうという方にも説明をしてくれないか、こういうことですよ。

ここで決めてしまえば・・・、だって決まったことを覆せないでしょう。議会の議決が優先じゃないですか。そうすると、あとで戻せと言ったって、戻らないでしょう。だから、そういうことを私は言っているわけですよ。

ですから、これは議会の議決が優先になってくるわけですから、もう一度アンケートなり、それをやってくださいよと・・・。それで、そういう方がいっぱい・・・、聞いている範囲で、私が。まあ法的に、確かに弁護士でも頼めばこれは前々の権利者に対して問題はありませぬよ、これはあるかもしれない。新たに入る人にもやはりそういうことをやっぱり説明してですよ、そうすると「そうですか」「納得しますよ」ということで、手順を踏んでやってくださいよと、それを言っているんです。もう一度。

○生活環境課長（高橋良延君） 一瀬議員のおっしゃることも理解するわけでございますけれども、例えばアンケートとかそういった調査については、例えば今回配湯地域を拡大するとか、そういった政策的な資本投資をして拡大設置してという場合は、ある意味、加入の希望の調書を取ったりとか、アンケートを取ったりとか、そういったケースはあるかと思えますけれども、今回は、配湯網については、今の配湯も変わりません。この松崎、桜田から道部までの配湯の中で、それで今回新たなメニューの中で掘り起こしを行いたいということでございますので、そこはそのアンケートうんぬんというのは、事前にとるということはしませんが、ここでご承認を得られれば私どもは営業活動をしてまいりたいと、掘り起こしをしてまいりたいと思っております。

○9番（一瀬寿一君） これは、三浦地区は石部温泉が今あります。岩科の方は温泉の本管が通っていませんから、引けといっても引けない。加入者を募集すると言ったって、いま現状のところ加入者を増強したいということでしょう。

那賀から上、池代・小杉原の方は温泉管が通っていない、この一部だけなんです。そういう事業会計の中で、私はその356件の方々が加入しているから、少なからずも、こういうことですよということをやってもらいたいということは、何回も言うようですけども、これは全町にいったいすれば、当然これはもうやらなければならない。だけど一部でしょう。この

町内だけです。

ですから、そういうことで、私は、問題は、これは加入金が、当時入った人たちが高いとか安いとか、そういうことじゃなくて、今後の方針としてのことをちゃんと説明して理解を求めてくださいよと、そういう意味です。

ですから、そこを一番言っているんです。ですから、前々からこれは議会の中でもいろいろ加入者を増やしたいと、私もそれは結構な話で一番いいと思いますよ。言っていることもわかっているんですよ。わかっているけれども、皆さんのご意見がそういうことだから、それを言っているわけです。

○議長（稲葉昭宏君） 答弁はどうですか。町長、ありますか。

○町長（齋藤文彦君） これは本当に黒字のうちになんとか、なんとかと、私も町長になってからずっと言われていまして、それで公営企業委員会の中でもずっと話し合ってきたわけですが、公営企業委員会の中でも、町のほとんど代表の方が出ているわけですが、そのような中でも、「進めていこうじゃないか」というような話ですので、私がこのような、議会に提出したわけでございます。

○1番（藤井 要君） 私も、こういう話が出てから町内の・・・、一瀬さんは3～4軒と言っていましたけれど、私もちょっと回ったんですよ。

当局は、こういう一般の方、加入者の意見を聞いているのか、その結果と、それから、私が聞いている中では、私も増やすのは賛成なんですよ。そして、いま入っている一般の方も増やして、そして黒字になってもらう。これはありがたい。そして5リットルですか、月1万何某払っていて、そこまで達していないよという方がほとんどなんですよ。

ですから、もしそういうふうになったとき、使用料を少しでも下げてくれれば、もちろんこれは将来の赤字を止めなければならないというのはありますけれども、そういうことも言われました。そういうことを・・・、答弁をもらいたいですけれども、先ほど課長から既加入者には損害はないと言っておられましたけれども、なかには売買をやっている・・・、年間何件くらい売買があるかわかりませんがその数と。そうしたときに、例えば一般の家庭ですと200万円ですよ、それを150万円とか100万円で売買する。そこはちょっとわかりませんが、これは私の推測も入りますけれども、そういう事例があったときには、10年で30万円といたしますと、それは30年・・・、100万円で売った場合になりますけれども、30年でだいたいツープーになりますよ。30万円を納めるか、100万円を納めるかですから。

そういうことを考えると、今まで入ってきた人が売れないということになりますよね。

これは確かに売っているか、売っていないかわかりません。今まで公になってないから、150万円で売れたよとかということもあるかと思うんですけども、こういう事例が出てくるともう今までの人は売れないですよ、これはね。買い手もない、そういう点もちょっと説明不足かなと思います。

副町長がこれは決まったあとから加入者には説明しますよということになりますけれども、それじゃあ、一般のところは・・・、356軒ですか、みんな反対したらこれはひっくり返しちゃうのかということも考えられますよね。その点はどうですか。

○副町長（佐藤 光君） ただいま申し上げたのは、条例が仮に議決をいただいたという前提で話をさせていただいたことをごさいますして、先ほどから課長がご説明をさせていただいているように、町当局としては、全体の経営の健全化ということを大きな意味で考えているわけをごさいますして、そういったことを条例制定後であってもご理解をいただくようにご説明したいという意味をごさいますして、そこでこの方針を占うというような意味でお話をさせていただくという意味ではごさいますせん。

その順番の話を、先ほど一瀬議員から何度もご指摘がございましたけれども、私どもの全体の福祉の向上、厚生を高めるということを大前提に考えておりますので、そういったことを皆様にご理解をいただきたいという意味でご説明はしていきたいということをごさいます。

○生活環境課長（高橋良延君） 藤井議員の質問をごさいます。3点ほどあったかと思いますが、まず、1点目の一般加入者の意見、「すでに入っている既加入者の意見を聞いているのか」というようなことをごさいますけれども、356軒全体に例えば調査をしてうんぬんというのはごさいますせん。ただ、公営企業委員会については、各団体の方あるいは温泉の加入者の方もいます。そういった企業委員会で案を審議していただいて、最終的に承認していただいたというような経過をごさいます。

あと、使用料を下げる考えについてをごさいますけれども、基本的に基本料を下げることににつきましては、先ほど25年度決算で280万円の利益しかないというようなことになると、使用料を今の段階で下げると、確実に赤字に転落することが見込まれる状況をごさいます。赤字になることは、結果的に加入者の不利益になってきますので、ここの基本料金を下げることについては、今の段階については非常に温泉会計としては危険であるという形では考え

ております。

それから、売買の関係でございますけれども、温泉につきましては、自由な売買、権利異動が認められているというのが一つのある意味特典であろうかと思っておりますけれども、この売買の動向については、近年ほとんどない状況でありまして、私どももその売買価格がいくらでというようなこと、そういった基礎的な数字というのは近年ない状況でございます。

しかしながら、今回新設権利10年間ということの中で、いま現在持っている永久権利者の・・・、当然持っている、保有している権利と異なるものであるものですから、そこは直接的に影響するうんぬんということはないと考えています。すなわち権利売買価格については、個人間の自由な取引でありまして、その売買価格については、町が一切関与していないところでありますので、そのときの実勢価値うんぬんはあるかと思っておりますけれども、その経済状況等を含めて、そういうようなことで、そこは個人間の自由な取引に任せられているということでございます。

○1番（藤井 要君） 個人間売買はもちろん課長のいうとおりですから、これはしょうがないにしても、実態はわからないというようなことになるわけですがけれども。あと、先ほど言った使用料の関係ね。これは全体に加入者が増えて儲かったら、黒字が増えてきたら、そういうことも考えて欲しいというのは、これは意見ですのでね。今の240何某があれっていうことじゃないですよ。

それから、これは10年で、先ほど言いましたけれども、途中で休止するのはだいたいそのまま、5年後に休止したといっても休止料を払うわけですがけれども、今までの方というのは休止して放棄できないと、一生休止料を支払わなければならないということになります。そして、これは温泉が始まってから50年くらいですかね、約50年くらいですね。そうすると最初に入った方というのは、もう50年経っているから、これを売買の勘定でいうと・・・、5回繰り返して150万円ですよ。最初に入ったのが70万円が入った人もいて、200万円じゃないと、たぶん、だから100万円くらいに入ったという人になると、もう実際には単純計算に直すと、元をとっちゃったということも考えられるわけですよ。ここで、50万円でもプラスになるというようなことが単純計算では出てくるわけですがけれども、先ほどアンケートも聞いていないという中で、10年経って、じゃあ、私はちょっと休みたいといったら、これは権利を放棄すればいい、30万円を放棄すればいい。1年後にもう1回加入すればいいわけですよ。でも、今まで入っている人は休止を払わなければならない。そういうことを考えます

と、特典としてといったらおかしいですけども、3年間は休止を認めますよとか、そういういろいろの方法もまだあると思うんですよね。説得方法として。それが、あまり長いとメリットがないでしょうから、3年とか5年間は休止料を取らないですよとか、いろいろ考え方があられるわけですよ。

そういうことがいろいろのシミュレーションをしたことがあるのかということと、あと、この企業委員会ですか、これは最終的には、どのような意見が・・・、結論が出たのか。お願いしたい。

○生活環境課長（高橋良延君） 藤井議員の質問が2点ほどございました。まず、休止と放棄という形の質問だったと思うんですけども、例えば、現行の条例規定におきましては、温泉をもうやめたいということで申し出ましても、権利放棄はできないものとなっております。特に近年では、権利放棄したいという問い合わせは私どもの課内にも多く寄せられてきておまして、ですけども、やむなくその方々は休止料金を支払って権利を保有している状況でございます。

現在、温泉権利は加入者の意向でいわゆる売買とかはできるようになっているということは申し上げましたけれども、これに加えて、今回の条例改正案では、自らの意思による権利放棄もできることとしました。

いま永久権利を持っている方でも、もうこの先温泉は持てないよという方についても、それは温泉権利の放棄を認めて、もう休止料金を支払わないで済むような形で今回条例改正をしていきたいということで思っております。

それから、公営企業委員会の意見、どんな意見が出たかということでございますけれども、これはいろいろ意見が出ました、やはり。いろいろ申し上げますと、例えば、期間限定権利の人が6回更新したら永久権利に移すような特典を設けるべきとか、いわゆる特典を何か設けるべきじゃないかというような意見があったりとか、あとは温泉の引込管ですね。当然加入すると個人では引込管が・・・なりますので、そういったことに対する支援は何かできないかとか諸々出ました。加入金についても、もっと低い方がいいとか、加入金の額のあれによってもいろいろ意見は出たところでございます。最終的に30万円というような形で、今現在の永久権利の15パーセント、全協で説明いたしましたが、人生設計60年、成人してから平均寿命の80歳、そこまでの60年を一つの人生設計期間としまして、60年で、ある意味永久権利者と同じになるというようなことでございますので、その15パーセント、30万円とい

うことで今回提案させていただいたということでございます。

- 1番（藤井 要君） 最後にしますけれども、いま、課長がなんか放棄したいという人が、役場の方にも話があったと、今は仕方なくというか放棄することはできないわけですよ、普通。それなので休止料金が、一般の人だと2000何某ですか、払ってやっているということになると、先ほどの・・・、戻りますと、10年間で30万円だということになりますと、入っている人が、放棄したいという人がいれば、私は30万円で平均的なやつをあなた買ってくださいますよということができるわけですよ。できますよね。そういうことだってあり得るわけですよ。

ですから、いろいろシミュレーションをした中で、一般の方というか既加入者にもちょっと聞いた方がよかったんじゃないかと私は思うんですよ。私は賛成ですけれどもね。こういうことをやって広く使って・・・、賛成ですけれども、ちょっとこの前上がってきただけで、そういう一般の方にも聞かないでというのは、ちょっと早すぎちゃったんじゃないかなと思っていますところですよ。

最初の方の質問の答弁をお願いします。

- 生活環境課長（高橋良延君） 確かに、その休止料金の関係でございましてけれども、私どもの方に相談に来る方というのは、もう本当に全く温泉権利がもうこの先持てないよという方がほとんどで、休止料金をいま払っている方というのは、そういう一部の方はいますでしょうけれども、要は、息子さんがいて帰ってくるかもしれないので、とりあえず、そここのところは休止にしておくとか、いわゆる再開の見込みがある休止という、そういうケースも、これも多々あります。

ですから、そここのところは選択で、一方ではもう本当にこの先休止料金を払えないという人は一部の人でいる。ですけれども、そういった将来的にはまだまだ温泉を引いてという方もいますので、そここのところの選択をしたいというようなことで、今回あえてその権利放棄ということ新たに設けたということでございます。休止料金の負担をなくしたいというようなことでございます。

（藤井「今の課長の答弁の中から、追加で1点あります」と呼ぶ）

- 議長（稲葉昭宏君） 藤井君、指名をしてからにしてください。
- 1番（藤井 要君） 先ほど・・・、しつこいようではございますけれども、先ほど既加入者には損害を与えないということをお課長は言いました。今の答弁からいくと、例えば、私が言いましたけ

れども、30万円というのが出れば、先ほど言ったように、売りたい人もなかにはいるということ、休止・・・、それはもちろん将来的に子どもが帰ってくる。これは期間限定で休止してくる。これはいい意味ですよ。そうしたときにも30万円というのが出てくると、もう30万円しか・・・例えば、先ほど100万円とか、150万円と私は言いましたけれども、30万円じゃないと売れないですよ、これね。今度売るときにはね。もうやめる人・・・、例えば、私が88歳だと、あと1年くらいしか生きないな、息子たちもいないな、じゃあ売りたいなといったときに、やっぱりこれだと30という数字が出ているから、30以上ではなかなか買ってくれませんよ。その点、もう1点だけ。

○生活環境課長（高橋良延君） 先ほど私が申しましたが、200万円と30万円という数字がちょっと一人歩きしてしまっていて、あくまでも30万円というのは、10年だけ保有できるものです。一方、200万円で買った方というのは、ずっと持てる権利でありますので、そこは、売買の中で、その相手方との交渉というんですか、相手方とのあれになりますけれども、ずっと持っていたいという方は、ある意味今の200万円のところの温泉の価値を当然買うでしょうし、そこは、10年の短期間だということであれば、そこは短期間の売買、その権利異動ということで、必ずしもこの10年の30万円が、今の200万円の人の価値を著しく下げるといふ形の考えはないと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（齊藤 重君） いろいろと意見が出ておりますけれども、水を差すわけではございませんけれども、非常にこの余剰温泉についての問題は長い懸案でございます。今朝、参考に資料を見てみますと、平成19年に前政権が温泉会館を提案してきて、この財源を指摘されてというより説明を求められた記事がありましたので、ちょっと読んでおりましたが、この件は後ほどの議会で否決されて、その後一応この温泉利活用についての件は、いろいろさまざまな場所で検討されてきたのも事実です。皆さんに知ってもらいたいと思いますけれども、そういう中で今回に至るまでは、やはり既得者に非常に心を配りながら、なんとかしたい、なんとかしたいで今まで流れてきたわけですが、ようやく現課長になってから、いろいろアドバイスもありながら、前回企業委員会のなかでもちゃんとした結論が出たという中で、それならばということで私はいいい時期ではないかなと、そういうふうな考えを持っていますけれども。その中で課長がさっき説明のなかでいろいろ配布するとかと言いましたけれども、引きたくても引けないよという場所があるわけですね。だいたいわかっていると

ころが。そういう場所については・・・、もう決めた中で質問ですからね、これは。

その中で、ここはできませんよとか、ああ、残念だなというようなことをさせないためには、前触れも必要だと思うから、そういう用意はいかがですか。

- 生活環境課長（高橋良延君） 当然1714世帯の対象世帯の中では、本管から当然近い、遠いという距離的なこと、あるいは民地を通らなければならないとかを含めて、そういったある意味実施不可能といえますか、難しい世帯もあろうかと思えます。

そこについては、私どもは温泉の台帳で1軒1軒住宅のところについて本管からの詳しい詳細な地図、台帳を作っています。そういった中で、基本的には1714世帯の対象世帯があるものですから、そこは全員に可能性があるように・・・、希望すればですね。するような形ではやりたいとは思いますが、場所によっては、いま斉藤議員が言ったように、限りなく不可能なところもあろうかと思えますので、その世帯についてどうするかについてはちょっと内部でまた検討させていただきたいと思えます。

- 8番（斉藤 重君） その点もやっぱりいろいろとチェックした中で、進めていかなければだめじゃないかと思えます。

もう1点、例えば、高齢者の方たちが、隣近所で何人かのグループで買いたい的な・・・、あると思うんですよ。向こう三軒で「仲間で買おうか」とか、そういうことの奨励もするべきじゃないかと思えますけれども、そういうのもできると。

先ほどの温泉会館、ちょっと言い忘れたんですが、会館の契約金は4億円でした。4億円を執行部は通すべきであったんですが、接戦だったのかな。私たちは反対したわけですが、今あったら大変だったんじゃないかなという事実を述べます、振り返ってみるとね。やらなくてよかったと・・・、そういう・・・、これは参考までです。

今のグループ取得の件を聞かせてください。

- 生活環境課長（高橋良延君） ただ今の質問のグループでの引き込みという形でございますけれども、私どもは当然それはぜひ進めたいなと思っているんですけれども、例えば、先ほど言ったように、近い方についてはある意味、そんなに引込費用もかからないということはありますけれども、ある程度離れると引込費用もかかってくるものですから、そこはある意味・・・、例えば、近隣のところでグループ化して、例えば2軒3軒とか、そういったところでまとまって、そこで引き込みをして、そうすれば費用的なことも分担されるでしょうし、その利用についても、そういった周りの方々を含めて利用もされると思えますので、そこ

のグループ化については、特にこれは進めていきたいなと思いますけれども、あくまでも選択、その引き込む方の選択、希望については、その方の意思によるものですから、町が、例えば、それに対して支援をすとかうんぬんということは、特に今のところまだ考えておりませんので。ですけれども引き込む方としてグループ化でということでは考えられるのかなと思っております。

- 10番（鈴木源一郎君） 課長、説明を聞いていると、この変更によって既存の加入者には実害はほとんどないというようには説明していると思うんですね。確かにぼくら第三者でも加入をしていないけれども、加入している人の立場に立って考えてみると、およそ実害はないようだなという感じはするんですけれども、隠れた害というか隠れたマイナスの点がないわけじゃないと思うんですが、なんか一生懸命説明しているから、ないといえはないということになるかもしれないけれど、そこを説明いただいて、あと、この条例施行は来年の4月1日ということで、3か月あるわけですね。

だから、これが議決をされたあかつきには、可及的速やかに加入者には、確かに加入者にもね。感情的なものはきっと残るかもしれませんから、こういう制度の変更で、これこれこうなったんだということで理解してくださいよということをする3か月があるわけですから、その間に可及的速やかにやっていくということが必要じゃないかというふうに指摘するわけですが、いかがですか。

- 生活環境課長（高橋良延君） 鈴木議員の質問、2点ほどありました。まず、1点目が、既加入者については、実害はないということでありましてけれども、先ほど言いましたように、この加入増によって温泉供給が減り、温泉の温度が下がる、そういったものは本当に実害、ある意味損害になるかと思っておりますけれども、いま計画している供給能力については750口、当初の計画想定は750口という形でいわゆる配湯網、配湯施設、そういったものを整備しているわけでございます。

ですから、そこについては、まだ十分な能力があるということで認識をしております。従いまして、直接的に今の加入者に害を及ぼすということはないということで、考えているところです。

あと、4月1日の施行ということで、当然このあと2カ月、3カ月ということでありましてけれども、当然この間については、今回の議会でご承諾をいただければ、この改正の概要、あと詳しいことについて、加入の世帯、配湯世帯に対しましてPR、周知と説明を案内文書

等でしていきたいと思っております。

○10番（鈴木源一郎君） 当然2つのタンクを持っていて、両方で回しているわけでしょうけれども、今まで300数件で配っていたと、これが400軒、500軒と増えていくと、圧が下がってくるというような事態というのはちょっと、やや想定されるのかなと思いますけれど、そこはどうなんですか。

○生活環境課長（高橋良延君） 温泉の送湯圧ですか、その問題だと思うんですけども、今現在ポンプ、第一配湯所、第二配湯所ということで、4台保有していますけれども、そのポンプは、先ほど言いましたように、計画当初の750口、それを配湯するための能力で整備されたものでございます。

今現在、そのポンプの能力を多少絞って、それを各家庭に送湯しているという状況でございまして、ある意味そこが増えれば、その圧を上げる余力が十分ありますので、そこは、現在はある程度絞って送っている状況ということでございます。ただ、電気料、動力費がかなり上がっているということは決算で申し上げましたけれども、ある意味今の356口でも、例えば、今度400口、500口になった場合でも、そこのポンプに対する動力費というのは、そうは上がらないと見込んでおりますので、ですから、なるべく加入者を増やして、使用収益を上げて、その利益を皆様に還元するような形でもっていければなということでございます。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと聞きますけれども、私も公営企業委員のメンバーの一人です、議会からですね。

いわゆる人口減、住宅減に伴ってきて、観光客も来なくなったということで加入者もない。それから営業用も民間に切り替えてきたと、一般家庭も休止がだんだん増えてきた。これについては、経営が当然企業ですから、ある面では利益を出さなければならない。これはもう百も承知。

ですけれども、私はアンケートを・・・、加入者のアンケートを取ってくださいということのを再三述べたんです。けれども、やっぱりこれは委員会ですけれども、やっぱり多数決です。それはいいとしましても、そこで担当課長に、先ほど1700世帯のうち、20パーセント程度の加入者・・・356口、この1700所帯というのは、地区別に教えてくださいということが1点。

それから、もう一つは、これは、ちょっと私は温泉条例を持ってこないんですけども、確か給湯区域があると思うんです。給湯区域はどことどこの、何地区であるとかということ

を教えてくださいませんか。

それから、確認ですけれども、3点目の・・・、現状の配管網でいきたいと、拡張しないと課長は言いましたけれども、その辺を確認するためにお願いします。

○生活環境課長（高橋良延君） まず、1点目でございます。配湯地域のそれぞれの世帯数については、すみません、お手元に資料がなくて。こちらの方は、松崎、江奈、宮内、伏倉、桜田、道部、これが配湯対象地区でございます。これが、1714世帯、4011人、26年3月末の世帯状況でございます。それぞれのこの松崎、江奈ごとの世帯数は、申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、省略いたします。

それから、給湯区域につきましてでございますけれども、現在の温泉の供給区域につきましては、宮内、松崎、江奈、桜田、道部、伏倉、那賀、南郷。南郷については鮎川ですね。この地域ということで供給区域が定められております。

あと、3点目の配湯区域の拡大の考えがあるかどうかということでございますけれども、これもいつか福本議員の一般質問で町長がお答えになったと思いますけれども、やはり配湯区域を拡大するには、それなりの設備投資がかかるわけでございます。

現在の温泉会計の体力からいたしますと、例えば、岩科とか中川の方まで配湯する、拡大するという形での体力はないものと思いますので、供給区域を拡大するという考えは今のところ特にございませぬ。

○2番（福本栄一郎君） わかりました。私が言いたいのは、水道も給水区域、温泉も給湯区域、そこから希望が出た場合は、「ねばならない」じゃないですか。そういった場合には、町長が言っている黒字の段階の時にやりたい・・・、それは意味はわかりますよ。ある一団地が・・・、先ほど給湯区域・・・条例で定めた給湯区域の中で、ある地区の団体が10軒も20軒も希望、引いてくださいといった場合は、本管をやるんですかということなんです、その考えが一つと。公営企業委員会に諮問を出して、答申をした間に・・・、11月28日ですよ、全員協議会があったのは。時間がなかったものですから、代表的に一瀬議員の方で5分程度やっただけ、それからわずか10日足らずで本会議、この間で、我われも議員の活動の一環として、加入者に対して意見を伺う機会がない、時間がない。どういった考えを持っているんですか・・・、ですから、私はできればアンケートを取ってやってもらいたいというのが1点。

それから、もう一つの考え方を申しますと、本管が近い、遠いは現状でもあると思うんです。ましてや国道沿い、県道沿い、県道は松崎港線がありますよね。新浜通り。国道は道部

までいっていますから・・・。そこから取る場合に加入金が30万円であります、営業が49万5千円あります。という問題じゃないと思うんです。おそらく国道なんか・・・、距離もあるんですけども、もう数百万単位・・・、数百万じゃオーバーでしょうけれども、最低でも100万円以上かかると思うんです。その辺の考え方をアンケートを取って、どういった考え方があるかということをやったらどうですか。私は基本的には賛成ですよ。営業が成り立たなくなる恐れがありますから。その辺が役場の当局側として、これはどうですか町長、お願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 町長、一応指名ですから、答弁をしてください。

○町長（齋藤文彦君） 私はちょっと大まかなことを言いますけれども、自分が町長になって、この温泉会計に関しても、ずっと「お前は何もしない」ということを言われてきたわけです。

それで、温泉の方の前の課長といろいろ話し合っ、それからいろいろ煮詰めてきたわけで、そして高橋君が引き継いでくれて、こういうことになったわけですけども、私は、こう考える、直接福本君の答えにはならないわけですけども、この今回新設する権利というのは10年間の期間限定であって、それで加入している者の永久権利と異なるもので、影響はないと考えて、それで加入者の温泉価値を下げるものではないということで、それで、増えることは、新規加入者が増えることは、温泉会計が健全に保たれると、それで入っている人の利益にもなるということだと、こう思っ、て出したわけでございます。

いろいろあると思うんですけども、ぜひここで、皆さん方いろいろあると思うんですけども、ぜひ賛成いただいて私はやっていきたいなと思うところでございます。

○生活環境課長（高橋良延君） 福本議員の質問の1点目で、給湯区域を今の配管網、15キロの配管網の中のパイの中で拡大するといいますか、例えば、隅々まで拡大するといいますか、そういったことの質問かと思っ、ますけれども、例えば今の配管網というのは、当然どここの路地に入っ、ているとか、そういうようなことではござい、ませんので、効率のいい主要道路、国県道もそうですし、町道もそうですし、河川とか、そういった効率のいい主要道路を中心に配管を布設している状況でございます。

従い、まして、町内隅々まで配管をするということは、やはり先ほど言っ、ましたように、設備投資、費用対効果含めて、そういったものを考慮しなければなりませんので、そこが、ある程度まとまっ、たうんぬんということでは、また話はそこからの話でしょうけれども、今現在

のところでは、そういった費用対効果を考慮しなければならないということは考えているところでございます。

- 2番（福本栄一郎君） 町長もあれですけども、いわゆるアンケートを取りなさい、取ってください。我われの責任がどうなるかということでみんな注目していると思うんですよ。なぜかと言いますと、私は個人的な考えと教えてくださいよ。加入金が30万円なんていらないう思いうんです、入りたい人は。国道、県道に面した人、これは占用は・・・、国、県はほとんどおろさないのが今は原則でしょう。もし仮におろしたとしても夜間やってください、国道は交通止めになりますので。県道・・・。その辺をあらためて公営企業委員会ばかりじゃなくて約356軒の人にアンケートを取ってください、どういった考えをお持ちですか・・・。それに絡めて町長がいま黒字の間に・・・、場合によっては加入金は・・・、例えばですよ、私の私見として。加入金ゼロでも工事をやってやるか、あるいは工事をもってやって蛇口まで引いてやって加入金を・・・、例えばですよ。200万円の現状を維持するか。その辺をまだ議論がされていないと思うんです。

ですから、わずか350軒、そんな難しい仕事じゃないじゃないですか。アンケート、考え方を取ってくださいということです。

私としても、それが、切なる願いです。もちろん営業を・・・加入者が減ってきますので、支えなきゃならないです。加入者が、356軒の人が松崎町温泉事業会計を。そこを何とかしても加入者を増やすということは、その方法論がまだ吟味されていないじゃないか。

町長が標榜している所信表明演説でも、協働したまちづくり、これが原則だと思うんです。皆さんを巻き込んで、ただ公営企業委員ばかりじゃなくて、個人も巻き込んで、アンケートを取ってください。回覧板を回してください。どういった考えを持っているんですか。

繰り返しますけれども、工事代金が莫大になります。その辺の考え方はどうですか。

- 生活環境課長（高橋良延君） 公営企業委員会でも温泉の引き込みの関係はやはり議論にあったわけでございます。引き込みの支援うんぬんという話もあったわけでございますけれども、基本的には温泉の引込管については、水道もそうですけれども個人負担でやっていただくというのは大原則ということでそこは変わりません。当然近い、遠いで、その費用の差は出てくるわけですけども、そのところは、今の加入者にとってもそれは引き込んだときには、そういった条件でございましたので、それを公費で支出するうんぬんということは考えられないことだかと思います。

そのためにも、やはり加入金の設定ということで、やはり30万円、先ほど人生設計60年ということをお願いしましたがけれども、この30万円ということは、あらかじめやはり加入金30万円、安い高いはあるかもしれませんが、30万円ということに設定して、ある程度その引込管の個人負担分はプラスアルファでかかってきますので、そのところを考慮して、やはりそこは30万円で、プラス引込管を個人負担で出してもらって、それで温泉を引いてくださいねということで、加入者の方には申し上げたいということで思っています。

ただ、引込管の費用の目安というのが、私どもも調べましたけれども、これにつきましては、これはおおよそです。当然条件が違ってきますので、当然本管は町道とかアスファルト、コンクリートそういった路面の中に入っていますので、そういった町道とか道路から引き込んで宅内を配管します。それを10メートルと仮に想定しますと、だいたい約30万円から40万円の費用かなということで思っております。ただ、これは先ほど言いましたように当然条件が違ってくる。あるいは発注によって、そのお金はどうなるかわかりませんが、そういったことで引込管の個人負担はプラスアルファでかかってくるんじゃないかと思っております。

○町長（齋藤文彦君） 福本君は、アンケート、アンケートと言いますがけれども、アンケートを取ると、百人百様でいろいろな意見が出てくるわけですね。それを全部合計してどうするかというと、またなかなか非常に難しいところがあると思いますので、やるときにはぱっとやるというような感じでやっていきたいなど。よろしくをお願いします。

○2番（福本栄一郎君） 担当課長に言います。いま356軒入った・・・、これは布設替え、拡張工事をやったのは、確か20年くらい経ちますかね。記憶はちょっとあいまいですけど、その時に本管改良工事をやる時に取り出しをやっていった。それが条件でした。加入金200万円を納めて。それから取り出しまでやってくれた、宅地内まで。それ以降、本管工事が終わってから、じゃあ、国道占用願い・・・、課長が言いました。それは個人費でしょう。行政書士なり土地家屋調査士を頼まなければ占用はとれないでしょう。許可申請、これだったってもう数十万円いくと思うんですよ。それ以外にだいたい風呂場というのは、道路に面した裏側にあるでしょう、風呂場というのは。その距離が10メートルばかりじゃないんですよ、もう3倍くらいみないと。その辺がちょっと見方が違うと思うんです。

ですから、本管改良工事をやったあとに何人入ったんですか、これは。自分が自ら道路占用願いを行政書士さんなり、土地家屋調査士に払って。その辺をお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 生活環境課長、簡単にやってください。

○生活環境課長（高橋良延君） 私が申し上げたのは、例えばの10メートルの話ですので、そこは20メートルになるか、30メートル、わかりませんが、10メートルの中では、それくらいの工事費が見込まれるのではないかというようなことを申し上げたつもりでございます。

それから、平成4年に今の200万円、330万円の加入金が設定されたわけでございます。それ以降、権利の売買とか、そういったことは多少ありました。最近でも権利の異動というのがあって、町内の配管業者が本管から取り出して、宅内への配管をしています。そういった金額も承知しております。現にそういった町道から取り出して宅内配管しているという例はございます。

○議長（稲葉昭宏君） 藤井君、最後にしてください。

○1番（藤井 要君） これが条例で出ているわけですが、課長の方から、この変更に対しまして口頭だけで町長にはいっていないと思うんですよ。企画書があると思うんですけど、その企画書の提示をお願いしたいと思っておりますけれども。

ただ、口頭だけで町長にこういうふうにやりますよということじゃなくて、やっぱりこういう企画がありまして、こういう企画書を出しているわけでしょう。その開示ができればお願いします。

○生活環境課長（高橋良延君） 企画書というものですけれども、先月の全協のときに、温泉利用者加入促進についての概要ということで、こちらの温泉の現状あるいは改正案のポイント、目的とか、あと、今回の改正案の整理表ということで、あと、町内の配管網、そういったこちらを付けてありますので、これが今回の改正案含めて、温泉の現状をふまえて、今回の改正案の概要でございますので、これがいわゆる企画書。

（藤井議員「町長に出したのと同じだね」と呼ぶ）

○生活環境課長（高橋良延君） はい。同じでございます。

○議長（稲葉昭宏君） 質疑もだいぶ終わったようですから、これで質疑を終結したいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○9番（一瀬寿一君） 私は、本案に反対いたします。

先ほどいろんなご意見がございましたけれども、まだまだ質疑が足りません。そして、私が言いたいのは、当時100万円で温泉に加入してくださいと、そして、皆さんにこれを公募してやったわけです。その時にえらい数がきましたよ。当初、500、600くらいきました。それは町長は、私はわからないと思うんですけども、当時のことですよ。それで、工事代金が、これでは、100万円ではだめだから、200万円出してくださいという、要するに、そこなんですよね。100万円から200万円を出せと。そして、営業も330万円出してくださいと、でないと、工事負担金が間に合いませんという方々は、仕方なく200万円、330万円出した方がほとんどでした。

それで話が長くなりますが、私はそういったことから、ぜひ加入者の皆さんに説明会をしていただきたい。その工事ができたのは、その200万円を出した方々がやっているわけですよ。そして、今のお金が余っているわけですよ。そういったことも、過去の事情があって私もみんな承知しているわけです。

そういったことで、いま簡単にぼんというようなことでは、これは今まで入っていた方が納得できないんじゃないか、こういうことですね。この条例をわずか1週間か10日で条例変更するなんて、改正するなんて、こういうことは、私はとんでもないことじゃないか。こういうことから反対であります、とにかくこの案件が唐突に出されて、本当に全協でも、私一人しか・・・、それで、議場で今ここでさんざんやっていますけれど、まだまだこれは十分な審議がなされていません。

ですから、もっと意見を聞いて、しっかりとした形で進めていただきたいというのが、私の願いなんです。

そうすれば、町長、よくやってくれたなと町長の方にもお褒めの言葉がたくさん皆さんから来ますよ。だけど、これで強引にやったらあまりにも強引すぎます。というようなことで、私は、この加入者を増やすということには賛成ですけども、いきなりこの議案をここで賛成してくれというのは納得できない。こういうことから私は反対させていただきます。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○ 8 番（斉藤 重君） 私は本案に賛成いたします。本件は、恵まれた余剰温泉の利活用で、住民福祉の向上と温泉会計の充実を図ることが目的と考えます。

この事業が既得の温泉利用者に損害または支障を与えるとは思えず、将来的には使用料の増収が温泉会計の安定につながると信じて、本案に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第69号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

（午後 2時11分）

---